

大和市告示第44号

大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱の一部を改正する  
要綱

大和市振り込み詐欺防止対策のための電話機等購入費補助金交付要綱（平成30年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

第1条中「電話機の購入」の次に「又は設置工事」を加える。

第2条各号列記以外の部分中「補助」を「補助金」に改め、同条中「購入した」を「購入し、又は設置した」に改める。

第3条中「経費」の次に「（以下「補助対象経費」という。）」を加え、「の各号のいずれかに該当する電話機又は」を「に掲げる電話機若しくは」に改め、「費用」の次に「又は第2号に掲げる機器を事業者から賃貸借契約により賃借して設置する場合の工事費用」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の購入費用又は工事費用の支払において、次に掲げるものを利用して実際に支払う額が減額された場合は、当該減額された額に相当する額は、補助対象経費に含めないものとする。

- (1) クレジットカード、モバイル決済等の利用により付与されたポイント又は電話機等を購入する店舗等が発行するポイント、金券等
- (2) 国、都道府県又は市町村が発行するプレミアム付き商品券等の券面金額より低い金額で購入できる商品券
- (3) その他市長が適当でないと認めたもの

第4条中「前条に規定する電話機等の購入金額」を「補助対象経費に相当する額」に改める。

第5条第1号中「電話機等の購入に係る」を「補助対象経費の支払を証する」に改める。

附則第3項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。